

「『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律』改正に関する要請」 署名活動を全組合員の力で成功させよう!

1. 高齢者雇用安定法第9条第2項の「みなし規定」の再雇用基準を撤廃し、再雇用を希望する全従業員を雇用するための早急な法制化を要請します。
2. JR東海が現在制度化している再雇用基準により、既に60歳以降再雇用されない組合員の早急な救済を要請します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」は、定年退職から年金支給開始年齢までの雇用空白期間を埋めることを目的に、2006年4月改正施行されました。

これによって、JR東海では「継続雇用制度」（専任社員制度）が導入されました。しかし会社は、高齢者雇用安定法第9条第2項の「みなし規定」に基づき、①49才から59才までの10年間に3回以上の懲戒処分を受けた者、②同期間に5回以上期末手当（ボーナス）を減額された者は「勤務成績が劣悪者」として再雇用しないという再雇用条件・基準を設けました。その結果、2011年12月の段階で、すでにJR東海労組合員8名が60歳以降、再雇用されないことが決定してしまっただけです。

JR東海労は、このような高齢者雇用安定法の「みなし規定」を悪用した厳しい再雇用条件の撤廃と、再雇用されない組合員の救済を求めて、「『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律』改正に関する要請」行動として、署名活動を行い、今後、内閣総理大臣、厚生労働省、国土交通省、民主党、国会議員に訴えていきます。

組合員の皆さん！

期日の2月29日まで、全力で署名活動を展開し、希望者全員の再雇用を勝ち取っていきましょう！

**首切り攻撃粉碎！
ボーナス攻撃を跳ね返し、
希望者全員の再雇用を勝ち取ろう！**